

呉市発注工事における情報共有システム利用実施要領

令和8年4月1日制定

第1条 趣旨

本要領は、呉市が発注する請負工事（以下「工事」という。）において、受発注者間における工事関係書類の処理の迅速化等を図ることを目的とした『情報共有システム』の利用に際し、必要な事項を定めるものである。

第2条 利用する情報共有システム

受発注者が利用する情報共有システムは、（一社）広島県土木協会（以下「土木協会」という。）が提供するASPサービス『広島県工事中情報共有システム』を利用するものとする。

また利用登録は、監督員より提示を受けた施工番号を用い、受注者が利用申込を行うものとする。

第3条 対象工事

（1）発注者指定型

請負対象金額（税込み）5千万円以上の工事を、原則、利用対象工事とする。

（2）受注者希望型

請負対象金額（税込み）5千万円未満の工事は、受注者希望型での利用対象とする。なお、利用する場合は、現場の着手までに監督員へ申し出を行うこと。

第4条 対象工事関係書類

情報共有システムの利用対象とする工事関係書類は、次に掲げるものを原則とし、受発注者間による書面協議により決定するものとする。

- （1）工事打合せ簿（施工計画書を含む）
- （2）材料確認書
- （3）立会書
- （4）段階確認書
- （5）工事履行報告書
- （6）工事検査資料
- （7）その他必要と認められる書類

上記のうち、電子化するのが非効率となる書類については、紙媒体での提出を可とするが、決裁は、情報共有システムを使用するものとする。その場合、提出前に監督員と協議を行い、決定するものとする。

また、（6）の資料のうち出来形図等の工事検査時に発注者が特に必要と認められる書類については、紙媒体で提出するものとし、その内容については、監督員と協議し決定するものとする。監督員は、その協議の開始前に工事担当検査員と調整を図るものとする。

2 利用対象外工事関係書類

上記以外の書類については、原則、情報共有システムの利用対象外書類とする。（特記仕様書に記載されている事項を含む。）

また、写真管理資料うち、工事完了時の納品資料については、第5条のとおりとする。

第5条 写真管理資料の納品

工事完了時の写真管理資料については、ウイルス対策（広島県制定「デジタル写真管理情報基準」参照）を施した光学記録媒体（DVD-R等）で提出をすること。

第6条 検査

情報共有システムの利用対象工事において、第4条で電子媒体での納品を決定したものについては、紙媒体での再提出を要せず、電子媒体で検査を行うものとする。

2 検査に必要な機器

情報共有システムの利用対象工事の検査に必要なパーソナルコンピュータ及びその周辺機器等は、受注者において準備するものとする。

第7条 保管

情報共有システムの利用対象工事において、技術監理室からの完成検査結果通知書を受理した受注者は、速やかに電子成果品の登録を行うこと。登録を行う対象は、第4条で決定したものに加え、完成図面を含めたもので登録を行うこと。その完成図面については、監督員と協議し決定したもので行うこと。

第8条 その他

この要領に定めるもののほか、情報共有システムの利用について必要な事項は、受発注者間の協議により、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行し、同日以降に公告及び随意契約を行うものから適用する。